

東京都立駒場高等学校いじめ防止基本方針

校 長 決 定

1 いじめ防止のための基本的な考え方

[基本理念]

いじめは、いじめを受けた生徒の心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがあり、まさに重大な人権侵害である。全教職員が、いじめは絶対に許さない姿勢で、どんな些細なことでも必ず親身になって相談に応ずることが大切である。そのことが、いじめ事象の発生・深刻化を防ぎ、いじめを許さない生徒の意識を育成することになる。

そのためには、学校として常に教育活動全般において生命や人権を大切にする教育を実践することや、教職員が、生徒一人ひとり多様な個性を持つかけがえのない存在であることを強く認識し、生徒の人格のすこやかな発達を支援するという生徒観、指導観に立ち指導を徹底することが重要である。

本校では「豊かな個性を伸ばす」「健康な身体を養う」「広く人間性を培う」という教育目標を掲げ、この教育目標に基づき、ここに学校いじめ防止基本方針を定める。

[いじめの定義]

いじめ防止対策推進法第2条に以下の様に定められている。

「いじめとは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。」

「この法律において、「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。」

[いじめの禁止]

生徒はいじめを行ってはならない。

[学校及び教職員の責務]

いじめが行われず、すべての生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるように、保護者他関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処し、さらにその再発防止に努める。

2 いじめの防止等に関する内容

[いじめの未然防止のための取組み]

- ・ 生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通うコミュニケーション能力の素地を養うため、すべての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図る。
- ・ 生徒が自主的に行ういじめ防止に資する生徒活動に対する支援を行う。
- ・ 学校行事、ボランティア活動等を通して保護者並びに地域住民その他の関係者との連携を深め、地域で生徒を見守る体制づくりに努める。
- ・ いじめは決して許されないという共通認識に立ち、全職員がいじめの態様や特質等について校内研修（年2回実施）や職員会議を通して共通理解を図り、組織的に対応する。
- ・ 生徒がいじめについて深く考え、いじめは絶対に許されないことを自覚できるようにするために、年に1回以上「いじめに関する授業」を実施する。
- ・ 生徒の少しの変化も見逃さず、見守っていくために、生徒とかかわる時間を多くするように努める。

[いじめの早期発見のための取組み]

- ・ いじめを早期に発見するため、在籍する生徒に対する定期的な調査を次のとおり実施する。
 - ① 生徒対象いじめアンケート調査年3回
 - ② 個人面談（教育相談）を通じた学級担任による生徒からの聴き取り年1回
- ・ 生徒及び保護者がいじめに係る相談が行うことができるよう次のとおり、相談体制の整備を行う。
 - ① スクールカウンセラーの活用
 - ② いじめ相談窓口の設置

[いじめの早期解決のための取組み]

- ・ いじめを見た、またはその疑いがある行為を見た場合は、すぐにいじめをやめさせる。
- ・ いじめに係る相談を受けた場合は、すみやかに事実の有無の確認をする。
- ・ いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた生徒・保護者に対する支援と、いじめを行った生徒への指導とその保護者への助言を継続的に行う。
- ・ いじめを見ていた生徒等にも自分の問題として捉えさせ、誰かに知らせる勇気を持つよう指導する。
- ・ はやしたてたり、同調している生徒に対しては、それらの行為がいじめに加担する行為であることを理解させるよう指導する。

[インターネット上のいじめへの対応]

発信された情報が急速に広がってしまうこと、発信者の匿名性、その他のインターネットを通じて発信される情報の特性をふまえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、生徒及び保護者が効果的に対処できるように、情報モラル研修会等必要な啓発活動を行う。

[重大事態への対処]

- ・ いじめられた生徒の安全の確保及び落ち着いて教育を受けられる環境の確保
- ・ 発生した重大事態のいじめ事案に関する調査
- ・ 調査によって明らかになった事実関係について、いじめを受けた生徒やその保護者に対して、適時・適切な方法での提供・説明
- ・ 東京都教育委員会への調査結果報告

3 いじめ防止会議の設置

(1) 「学校いじめ対策委員会」(兼、教育相談委員会)

① 構成員

校長・副校長・生徒部主任・保健部主任・養護教諭・1学年主任・2学年主任
3学年主任・スクールカウンセラー

② 活動

ア いじめの早期発見に関すること(アンケート調査等)

イ いじめ防止に関すること。

ウ いじめ事案への対応に関すること。

エ いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する生徒の理解を深めること。

オ いじめ防止への取組・いじめ事案への対応等の検証を行い、学校基本方針等の見直しを行うこと。

③ 開催

各学期1回を原則とし、いじめ事案発生時は緊急開催とする。

(2) 学校サポートチーム

① 構成員

学校運営連絡協議委員メンバー

② 活動

学校いじめ対策委員会を支援する。

③ 開催

年2回を原則とし、必要に応じて適宜開催する。

4 保護者との連携について

- ・ 保護者やP T Aの組織と連携し、いじめを撲滅するための取り組みを進める。
- ・ 保護者会やP T Aの会合等で学校でのいじめの現状や取り組みを発信し、家庭での協力を依頼する。

5 地域及び関係機関との連携について

- ・ 日頃から地域住民等と連絡を取り合い、いじめが起こった場合、必要に応じて、協力を得ながら対応する。
- ・ 犯罪行為等が認められるときには、警察や少年サポートセンター、法務局等との連携した対応をする。
- ・ 学校の指導だけでは十分な効果を上げることが困難な場合などには、積極的に連携を行う。

6 教職員研修

いじめの問題についての教職員の共通理解と指導力の向上を図るために、全教職員の参加による年2回の校内研修の充実を図る。

7 その他

いじめ対策委員会は、いじめの実態把握及びいじめに対する措置等が適切に行われたかを適正に自校で評価し、必要に応じて基本方針の見直しを行うなど以後の取組の改善に生かす。

※附則

この方針は平成26年11月 1日より公布施行する。

この方針は平成27年10月 1日より公布施行する。

この方針は平成28年 7月 1日より公布施行する。

この方針は平成29年 4月 1日より公布施行する。

この方針は平成30年 4月 1日より公布施行する。

この方針は平成31年 4月 1日より公布施行する。

この方針は令和 2年 4月 1日より公布施行する。